

土浦市子育て応援宣言企業登録制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図り、安心して子どもを生み育てられるまちづくりを進めるため、子育てと仕事を両立できる職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を子育て応援宣言企業として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- （2）子育て応援宣言企業 第4条第2項の規定により登録された事業者をいう。

（登録の要件）

第3条 子育て応援宣言企業として登録を受けることができる事業者は、別表に規定する取組項目のうち、10項目以上の取組を行っているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は、登録を受けることができない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が関与する事業者
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む事業者
- （3）政治活動又は宗教活動を主たる活動の目的としている事業者
- （4）法令に違反している事業者
- （5）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない事業者
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者

（登録の申請等）

第4条 登録を受けようとする事業者は、土浦市子育て応援宣言企業登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、土浦市子育て応援宣言企業登録証（様式第2号）に

より当該申請をした事業者に通知するとともに、土浦市子育て応援宣言企業登録マーク（以下「登録マーク」という。）を交付するものとする。

（登録事業者の広報）

第5条 子育て応援宣言企業として登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録された旨を広報し、及び登録マークを使用することができる。

（登録内容の変更）

第6条 登録事業者は、登録の内容に変更があったときは、土浦市子育て応援宣言企業登録事項変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の廃止）

第7条 登録事業者は、登録を廃止しようとするときは、土浦市子育て応援宣言企業登録廃止届出書（様式第4号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（1）前条の規定による届出を受けたとき。

（2）第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

（3）第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（4）偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

（5）前3号に掲げるもののほか、市長が登録事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、土浦市子育て応援宣言企業登録取消通知書（様式第5号）により登録事業者に通知するものとする。

（登録事業者の確認等）

第9条 市長は、登録に関し必要があると認めるときは、登録事業者に確認し、又は報告を求めることができる。

（登録内容の周知）

第10条 市長は、登録事業者の登録内容を市のホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

付 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

取組分野	取組項目
1 従業員のワーク・ライフ・バランスにやさしい	子育てと仕事の両立支援に関する方針や制度を従業員に積極的に周知している。
	出産・育児に関する休暇や休業制度について、法令に定める基準を上回る制度を整備している。（例：産前産後休暇、妊婦検診休暇、子の看護休暇等）
	子育てしやすい就業制度がある。（短時間勤務、フレックスタイム、時差出勤、テレワーク等）
	残業削減や年次有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。
	育児休業を取得しやすい具体的な取組を実施している。
	男性の育児参加や子どもの出生時の休暇取得を促進する取組を実施している。
	育児休業からの円滑な職場復帰のための取組を実施している。（例：復帰マニュアルの作成、相談体制の構築等）
	子育て中の従業員への理解を深め、働きやすい環境づくりにつなげるための研修を実施している。
	妊娠中及び出産後における従業員の健康と安全に十分配慮し、必要な休暇や勤務上の措置を実施している。
	子育てしながら働きやすい職場環境があり、多くの子育て中の女性が活躍している。
	その他、従業員の出産、子育てを支援するための特色ある取組を実施している。
2 子育て家庭にやさしい	子育て家庭が利用しやすい環境を整備している。（例：授乳スペース、おむつ交換スペース等）
	子育て家庭を対象としたイベント開催や支援活動に協力している。
3 地域の子どもに	子どもに関する地域行事や地域活動に積極的に協力している。

やさしい	「こどもを守る１１０番の家」の指定など、地域における子どもの安全確保活動に協力している。
	子ども向けの職場体験、見学等を実施している。